
今月のテーマ 相続税の納税義務者と課税範囲

最近では、金融のグローバル化により海外へ直接投資を行う方も増えており、外国に財産を所有する方も少なくありません。その場合、外国の財産であったとしても、原則として日本の相続税が課税されることとなりますが、今回はその相続税の納税義務者や課税財産の範囲について、紹介したいと思います。

1. 相続税の納税義務者と課税財産の範囲

相続・遺贈・死因贈与又は相続時精算課税の適用を受ける贈与による財産取得があった場合には、相続税が課税されます。その財産取得の時の住所などによって相続税が課税される範囲が次のように変わります。

納税義務者の区分	課税原因	財産取得時の住所	課税財産の範囲		
			国内財産	国外財産	相続時精算課税制度の適用を受ける財産
居住無制限納税義務者	相続 遺贈 死因贈与	日本国内	○	○	○
非居住無制限納税義務者		海外(※)	○	○	○
制限納税義務者		海外	○	×	○
相続時精算課税制度の適用を受けた者	相続時精算課税制度による贈与	—	—	—	○

※ その相続人等又は被相続人が財産取得時に日本国籍を有し、その相続等の開始前5年以内に日本国内に住所を有する場合

2. 相続税法による財産の所在

財産が日本国内にあるか、それとも国外にあるかどうかについては、次のように判定します。

財産の種類	所在の判定場所
動産	その動産の所在
不動産・不動産の上に存する権利	その不動産の所在
船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在
金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金	その受入をした営業所又は事務所の所在
生命保険契約又は損害保険契約の保険金	その契約に係る保険会社等の本店又は主たる事務所の所在(日本国内に本店又は主たる事務所がない場合には、日本国内の保険契約に係る事務を行う営業所等の所在)
退職手当金等、功労金その他これらに準ずる給与	その給与を支払った者の住所又は本店もしくは主たる事務所
社債、株式、出資等	その社債もしくは株式の発行法人の本店又は主たる事務所
その他営業上の債権(売掛金、電話加入権など)	その営業所又は事業所の所在等
その他の財産	その財産の権利者であった被相続人、遺贈者又は贈与者の住所

3. 国外財産の評価

国外にある財産についても、日本国内にある財産と同じように財産評価基本通達に定める評価方法により評価をします。なお、その評価方法によっても評価することができない財産については、その評価方法に準じて評価を行うか、又は売買実例価額、精通者意見価格等を斟酌して評価します。

また、邦貨への換算については、原則として納税義務者の取引金融機関が公表する相続開始時点での最終為替相場(対顧客直物電信売買相場【TTB】)により行います。